

# 相模原市立上鶴間小学校PTA規約

## 第1章 名称及び事務所

第1条 この会は、相模原市立上鶴間小学校PTA（以下、PTAと略称する。）といい、事務所を同校内に置く。

## 第2章 目的及び活動

第2条 PTAは、保護者と教職員が互いに協力し、児童の健全な育成をはかり、あわせて会員相互の研修と親睦を深めることを目的とする。

第3条 PTAは、前条の目的を達成するため以下の活動を行う。

1. 児童の幸福を願い、よい保護者、よい教師となるための成人教育を盛んにする。
2. 家庭と学校と地域社会の連携を促進し、児童の心身の健全な発達をはかり、福祉を増進する。
3. 学校の教育的環境の整備をはかる。
4. その他教育に必要な諸問題の解決をはかる。

## 第3章 方針

第4条 PTAは、教育を本旨とする民主的団体として以下の方針で活動する。

1. 児童の福祉のために活動する諸団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、PTAの名で政治的活動を行わない。
3. 自主独立のもとで他の団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。
4. 学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

## 第4章 会員及び会費等

第5条 PTAの会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員をいう。

第6条 運営費は、会費その他によりまかなう。

第7条 会費は月額200円とする。

第8条 経理は、総会において議決された予算に基づいて行う。

第9条 決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第10条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員選出と任期

第11条 PTAの役員は、次の通りとする。

会長	1名	( 保護者 )
副会長	3名	( 保護者2名・教職員1名 )
書記	3名	( 保護者2名・教職員1名 )
会計	3名	( 保護者2名・教職員1名 )
会計監査	2名	( 保護者2名 )

ただし、上鶴間ブロックの当番校の年度及び前年度、必要に応じて若干名の増員を可能とします。

第12条 役員の選出及び任期は、以下の通りとする。

1. 役員は、候補者推薦委員会において、指名推薦した候補者に基づいて総会がこれを決定する。
2. 候補者推薦委員会の委員は、細則で定める各地区の保護者の中より各1名、教職員より1名を選出する。
3. 候補者推薦委員会は、会員の要望に基づき、役員候補者を推薦する。
4. 新たに選出された役員の任期は、定期総会から次の定期総会までの一ヶ年とする。但し、再選を妨げない。

## 第6章 役員の資格及び任務

第13条 役員に選出されるものの資格は、PTAの会員たる資格を有するものとし、会計監査は他の役員及び委員を兼ねることができない。

第14条 役員の任務は、以下の通りとする。

1. 会長 会を代表し、会務を統括する。必要により代表者として副会長を指名する。  
総会、運営委員会を招集する。
2. 副会長 会長を補佐し、会長に事故ある時は代理をつとめる。
3. 書記 運営委員会の議事、その他を記録する。
4. 会計 PTAの金銭の収入支出を記録し、定期総会において会計監査を経た決算報告をする。
5. 会計監査 帳簿が正確であるかを監査する。

## 第7章 総会

第15条 PTAは、総会を最高決議機関とし、年1回定期総会を開くものとする。なお、会員の3分の1以上の要求があった時又は会長が必要と認めた時、臨時総会を開くことができる。

第16条 総会の決議については、以下の通りにする

1. 総会の定足数は、会員の3分の1（委任状を含む）とし、その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
2. 前2条における総会及びその決議は、会員数の3分の1以上の書面による議決権行使があった場合に総会は有効に開かれたものとみなし、その過半数の同意があった場合には決議されたものとみなす。

#### 第8章 委員会

第17条 PTAに以下の委員会を置く。

1. 一学年委員会、二学年委員会、三学年委員会、四学年委員会、五学年委員会、六学年委員会、校外生活委員会の7委員会を置く。
2. 各学年委員は、各学年より選出された6名をもって構成し、正副委員長を1名ずつ互選する。ただし、学級数の増減によってその限りではない。
3. 校外生活委員会は、各地区より選出された2名をもって構成し、委員長1名、副委員長2名を互選する。
4. 各委員の任期は一ヶ年とするが、再選を妨げない。

第18条 各委員会は、いかなる事業計画についても、運営委員会の議決を経なければならない。

#### 第9章 運営委員会

第19条 運営委員会は、役員（会計監査を除く）と各学年委員会の委員長、校外生活委員会の委員長、副委員長をもって構成され、各委員会によって立案された事業計画を調整検討し、その他総会より委任された事項の処理を行う。又、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

第20条 運営委員会は、会長が必要と認めた時、又は構成員の4分の1以上の要求があった時、開催される。

第21条 運営委員会の定足数は構成員の2分の1とし、その決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

#### 第10章 本部役員会

第22条 会長、副会長、書記、会計をもって構成され、PTAの運営について協議する。

#### 第11章 個人情報保護

第23条 個人情報保護に関する規定について、別に細則で定める。

#### 第12章 付則

第24条 本規約は、昭和46年6月30日より施行する。

（昭和48年5月19日一部改正・昭和51年5月15日一部改正・昭和52年5月21日一部改正  
・昭和53年5月20日一部改正・昭和54年5月19日一部改正・昭和56年5月23日一部改正  
・昭和58年5月28日一部改正・昭和61年5月17日一部改正・昭和63年5月14日一部改正  
・平成元年5月20日一部改正・平成5年5月19日一部改正・平成6年5月18日一部改正  
・平成13年5月17日一部改正・平成16年5月13日一部改正・平成21年5月12日一部改正  
・平成22年5月10日一部改正・平成26年5月7日一部改正・平成30年12月19日一部改正  
・令和3年2月20日一部改正・令和5年4月1日一部改正

第25条 PTAの規約は、総会において改正することができる。

第26条 PTAの運営については、必要な細則を、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を得て定めることができる。

### 細 則

#### 第1章 相談役

第1条 学校長は、相談役として、すべての会議に出席し、意見を述べることができる。

#### 第2章 旅費支給規定

第2条 PTA校務のため出張した場合は、旅費（実費）を支給する。

第3条 出張は、すべて会長の承認したものに限る。

第4条 出張日後、請求に基づいて支給する。

### 第3章 慶弔規定

第5条 PTA 会員及び児童に対し、下記により慶弔費を贈る。

1. 児童が死亡した場合、金1万円の弔慰金を贈る。
2. 会員が死亡した場合、金1万円の弔慰金を贈る。
3. その他必要ある場合は、本部で協議し、慶弔金、見舞金を贈る。  
(運営委員会にて報告する。)

### 第4章 個人情報保護

第6条 PTAにおける個人情報及び個人データの取り扱いに関する責任者は、会長とする。

第7条 PTAにおいて個人情報の取得及び個人データを閲覧・利用することのできる取扱者は、以下の通りとする。

規約第11条に定める役員

規約第17条に定める各委員

本会の活動を円滑に遂行するため、会長が特に必要と認めた者

第8条 責任者が取得することができる個人情報の範囲及び閲覧・利用することができる個人データの範囲は、それぞれの活動のために必要な最小限の範囲に限られる。

第9条 責任者及び取扱者は、活動上取り扱った事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。その役を退いた後も、同様とする。

第10条 個人情報を取得する場合、利用目的を本人に通知し又は公表する。

第11条 責任者及び取扱者は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他安全管理に務める。

第12条 責任者は、個人情報の取り扱いに関するマニュアルを定め、取扱者にこれを周知徹底する。

第13条 規約及び本細則に定めのない事項は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに関連する法令による。

### 第5章 各地区の規定

第14条 規約第12条第2項の各地区とは、次の9地区とする。

東林間地区・南地区・相和地区・林間地区・鶴舞地区・若葉地区・上一地区・上二地区・上三地区

上鶴間小学校 PTA 組織図

